ICS 01.040.03
C78

MZ

中華人民共和国民政業界基準

MZ/T 032－2012

＜ご利用にあたって＞
これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA　中華人民共和国事務所

養老機構の安全管理

Safety management for senior care organization

2012-03-26 公布　　　　2012-04-01 施行

中華人民共和国民政部　公布

目 次

まえがき

本基準はGB/T1.1-2009で打ち出された規則に基づき起草した。

本基準は全国社会福利サービス標準化技術委員会（SAC/TC 315）が提出し統括する。

本基準の起草部門：民政部社会福利と慈善事業促進司、中国社会福利協会、民政部社会福利センター、北京市民政局、北京市第五社会福利院。

本基準の主な起草者：王素英、馮暁麗、王輝、劉有学、彭嘉琳、田蘭寧、雷洋、李紹純、常華。

養老機構の安全管理

1 範囲

本基準は養老機構（訳注：介護施設に相当）の安全管理体系、設備と施設の安全、食品の安全、消防の安全、医療と介護の安全、人身の安全、資産の安全、情報セキュリティ、突発的事故に対する緊急事態管理、安全教育とトレーニングの要件を規定している。

本基準は養老機構の安全管理に適用する。

2 引用基準

下記に列挙した公文書は本文書の使用に不可欠のものである。期日の記載のあるすべての引用公文書は、期日が記載された版のみを本文書に適用する。期日の記載の無い引用公文書は、その最新版（すべての修正表を含む）を当文書に適用する。

GB 2893-2008　安全色
GB 2894-2008　安全標識及びその使用指針
GB 13495-1992　消防安全標識
GB/T 13869-2008　電力利用安全指針
GB 15630-1995　消防安全標識の設置要件
GB/T 28001-2011　労働安全衛生マネジメントシステムの要件
GB 50016-2006　建築設計防火規範
GB 50045-1995（2005版）　高層民間用建築設計防火規範
GB 50140-2005　建物消火器配置設計規範
GB 50222-1995　建物内装設計防火規範
GB/T 50340-2003　高齢者居住建築設計基準
GB 50437　都市部老人施設計画規範
JGJ 50-2001　都市の道路と建築物のバリアフリー設計規範

3 専門用語と定義

下記の専門用語と定義を本文書に適用する。

3.1

養老機構　senior care organization

高齢者のために介護、食事、リハビリテーション、看護、医療保健などの総合的サービスを提供する各種組織。

3.2

安全　safety

受けてはならない損害とリスクを無くした状態。

[GB/T 28001-2001, 定義3.16]

3.3

特殊設備　special type equipment

生命の安全に関わり、危険性が比較的大きいボイラー、圧力容器（ガスボンベを含む）、圧力パイプ、エレベーターなど。

注：AQ 7002-2007、定義3.8を改編。

3.4

労働衛生と安全　occupational health and safety

職場内の従業員、臨時従業員、請負業者側スタッフ、訪問者及びその他の人々の健康と安全に影響を及ぼす条件と原因。

[GB/T 28001-2001、定義3.10]

4 安全管理体系

4.1 安全管理部門及び職責

養老機構の安全責任者は、施設の法定代表者あるいは主な責任者でなければならない。養老機構は法に基づき安全管理部門を設置し、安全管理部門は安全責任者、安全管理スタッフ、関連部門と具体的に安全業務を実施する専任（兼任）職員で構成され、レベルごとにその施設の安全管理業務を担当しなければならない。

4.2 安全管理スタッフの要件及び職責

4.2.1 安全管理スタッフの要件

4.2.1.1 養老機構は施設の総人数及びサービス内容により対応する専任（兼任）の安全管理スタッフを配置しなければならない。

4.2.1.2 安全管理関連スタッフは国と地方の安全管理関連の法律･法規及び技術規範を熟知し、そして関係部門が認可する資格証明書を取得し、その資格証明に基づき就業し、必要な組織調整能力と突発事件に対応し処置する能力を持たなければならない。

4.2.2 各レベルの安全管理スタッフの職責

4.2.2.1 安全責任者はその施設の安全業務に全面的に責任を負い､法に基づき以下の安全管理業務を展開しなければならない。安全管理部門と組織（ボランティア消防組織を含む）を設置する。安全制度を審査・許可し、安全事故緊急時対応策の作成と実施を手配する。定期的に安全問題を研究し、監督指導する。適時に事実に基づき安全事故を上級主管部門に報告する。

4.2.2.2 安全管理スタッフはその施設が主管する範囲内の以下の安全業務に責任を負わなければならない。安全管理制度と年度安全業務計画の制定を担当し、日常の安全管理業務を組織し実施する。隠れた危険の是正業務を督促し、遂行する。定期的に安全責任者に安全業務の状況を報告し、安全に関わる重大な問題を直ちに報告する。

4.3 安全管理制度

4.3.1 養老機構は国の法律・法規の要件を遵守し、各種の安全管理制度を確立しなけれ

ばならない。制度は以下の内容を含むが、それに限定されない。

a）安全責任制度

b）安全教育制度

c）安全操作規範または規程

d）安全検査制度

e）事故処理と報告制度

f）突発事件緊急時対応策

g）審査と賞罰制度

4.3.2 安全管理制度は関連部門及びスタッフの職責、権限、業務内容、業務の流れ及び要件を明確にし、健全な職場操作規範を確立しなければならない。

4.4 報告

4.4.1 不測の事態が発生、あるいは不測の事態を誘発する恐れのある過失行為がある場合、要件に基づき上部機関に報告しなければならない。

4.4.2 報告の手順は以下の要件に合致しなければならない。

a）施設、サービスの過程あるいはサービスの対象に隠れた安全上の問題を発見した場合、従業員は安全管理スタッフに報告し、安全管理スタッフは直ちに積極的な措置を採り、隠れた危険を除去し、そして上級に報告しなければならない。

b）安全事故が発生した後、従業員は直ちに安全管理スタッフに報告し、そして事故の詳細な記録を行わなければならない。安全管理スタッフは安全責任者に迅速に報告しなければならない。安全責任者は関連規定により直ちに上級主管部門と関係行政主管部門に報告しなければならない。

4.4.3 重大な疫病が発生した場合、直ちに施設所在地の疾病予防管理機関に報告しなければならない。

5 設備と施設の安全についての要件

5.1 消防の安全

5.1.1 養老機構の建物は正式運営を開始する前に、公安消防機関の消防検収に合格しなければならない。

5.1.2 建築防火設計はGB 50016-2006の第5、6、7、8、9、10、11章の規定またはGB50045-1995（2005 版）の第3、4、5、6、7、8、9章の規定に適合しなければならない。

5.1.3 建物の内装設計及び利用する内装材料の燃焼性能等級は、GB 50222-1995の第3章の規定に適合しなければならない。

5.1.4 GB 50016-2006の第8、9、11章またはGB 50045-1995（2005 版）の第7、8、9章の規定により火災自動警報システム、自動消火装置あるいは室内外の消火栓システム及び排煙装置を設置し、そしてGB 50140-2005の第3、4、5、6、7章の規定により相応の消火器材を配置しなければならない。

5.1.5 いかなる部門と個人は、消防設備と器材を損壊、流用、あるいは無断で撤去、使

用停止したり、消火栓を埋没、占拠、遮蔽、あるいは防火区画を占用したり、避難通路、非常口、消防車通路を占用、遮断、閉鎖したりしてはならない。人々が密集する場所の扉と窓には、避難と消火救援に悪影響を及ぼす障害物を設置してはならない。消防施設、器材は定期的に検査と補修を行い、そして消防施設に対し毎年少なくとも1回の全面的点検を行い、万全と有効を確保しなければならない。

5.1.6 養老機構に設置する消防安全標識及びその照明器具などはGB 15630-1995の第8章の規定に適合し、定期的に検査とメンテナンスを行い、少なくとも半年に1回の検査を行い、問題を発見した場合は直ちに修理と整備、交換あるいは再設置しなければならない。

5.2 電気の安全

5.2.1 養老機構は各種電力利用製品の規格と型番、容量と保護方法（例えば過負荷保護など）を正確に選択使用し、電力利用製品の構造、従来配置されていた電気配線及び保護装置の設定値と保護部品の規格などを無断で変更してはならない。

5.2.2 選択した電力利用製品は、その製品の取扱説明書が規定した環境要件と使用条件に適合していることを確認し、そして製品の取扱説明書の説明に基づき、使用時に発生する可能性のある危険及び採るべき予防措置を理解しなければならない。

5.2.3 電器配線、電気設備の設置は専門スタッフが実施し、設置を完了した後、法に基づき検査測定を行わなければならない。電力利用製品の設置、使用及びメンテナンスはGB/T 13869-2008の第6、7章の規定に適合しなければならない。

5.3 ガスの安全

5.3.1 ガスの安全管理はGB/T 50340-2003 の第5章の要件に適合し、ガスを使用する設備と場所には可燃性ガス警報装置を設けなければならない。

5.3.2 養老機構はガスメーター、ガスコンロ、ガスパイプなどのガス設備を無断で解体、移動、変更してはならず、無断でガス湯沸かし器、ガスストーブとその他のガス器具を設置してはならない。

5.3.3 養老機構が選択使用するガスコンロ、湯沸かし器と壁掛式ストーブなどのガス器具は、資格を持つ検証検査機関による検査に合格し、そして製品取扱説明書に基づき製品使用時に発生する可能性のある危険性及び採るべき予防対策を理解していなければならない。

5.4 特殊設備の安全

5.4.1 特殊設備の使用開始前、あるいは使用開始後の30日以内に、養老機構は特殊設備の安全監督管理部門に登録しなければならない。登録標識はその特殊設備の目立つ位置に設置あるいは貼付しなければならない。

5.4.2 養老機構は使用中の特殊設備について経常的な日常メンテナンスを行い、そして定期的に自主検査を行わなければならない。少なくとも毎月1回の自主検査を行い、そして記録しなければならない。自主検査と日常メンテナンスの中で異常な状況を発見した場合は、直ちに対策を取らなければならない。エレベーターのメンテナンス部門は少なくとも15日ごとに1回、養老機構で使用中のエレベーターに対し清掃、潤滑油補給、調整、検査を行い、そして記録しなければならない。

5.4.3 養老機構は担当機関を指定し使用中の特殊設備について定期的検査を行わなければならない。安全検査合格の有効期限が満了する1ヵ月前に特殊設備検査測定機関に定期検査の要請を提出しなければならない。定期的検査を経ていない、あるいは検査で不合格となった特殊設備は、引き続き使用してはならない。

5.5 フィットネス器具の安全

5.5.1 フィットネス器具の安全注意事項と警告標識は運動スペースの目立つ位置に設置しなければならない。

5.5.2 養老機構は定期的にフィットネス器具に対し清掃、潤滑油補給、調整、検査、メンテナンスを行い、そして記録しなければならない。異常な状況を発見した場合は、直ちに対策を取らなければならない。

5.6 建物の安全

5.6.1 養老機構の立地選択及び配置計画はGB/T 50340-2003と GB 50437の要件に適合しなければならない。

5.6.2 養老機構はバリアフリー設計がされ、バリアフリー設計はJGJ 50-2001の第5、6、7章の内容と要件に適合しなければならない。

5.6.3 養老機構はその施設の建物に対し、定期的に保守点検を行わなければならない。

5.7 安全標識

5.7.1 養老機構は比較的大きな危険性が存在する部位と関連設備、施設に対し安全標識を設置しなければならない。安全標識プレートの型番の選択使用、設置する高さ、使用の要件はGB 2894-2008の第7、8、9章の規定に、安全標識の色と外観はGB 2893-2008の第4章の要件に適合し、サービス対象と社会公衆に識別の便宜を与えなければならない。

5.7.2 養老機構は安全標識プレートについて、少なくとも半年ごとに1回検査し、破損、変形、退色など要件に適合しないものを発見した場合は、直ちに修理あるいは交換しなければならない。

5.7.3 養老機構内の消防安全標識はGB 13495-1992の第3、4章の規定に、消防安全標識の設置原則と設置要件はGB 15630-1995の第5、6章の規定に適合しなければならない。

5.7.4 養老機構の中の非常用設備の安全標識と設置はGB 2894-2008の第6章の規定に適合しなければならない。緊急状況下で使用する通信設備（このような通信設備はそれぞれの呼び出し位置と電話機のある位置に設置されなければならない）には目立つ安全標識で表示し、設備の背景部分には目印あるいは照明を使用しなければならない。

5.7.5 養老機構の非常口、避難通路と階段口には照明付きの避難指示標識を設置しなければならず、避難指示標識は非常口の頂部あるいは避難通路及びその曲がり角の位置の床面からの高さ1m以下の壁面に設置し、しかも避難指示標識の間隔は20mを上回ってはならない。同時に避難通路の床面には蓄光型避難誘導標識が設置され、そして避難誘導標識の視覚的連続性を保証しなければならない。廊下や通路の壁面の目立つ位置に避難コースの説明図を設置する。

5.7.6 安全ガラス扉、ガラス壁には警告標識があり、しかも目立つ位置に設置されていなければならない。

5.8 監視装置

5.8.1 養老機関は監視装置を設置し、重点公共エリアのフルカバーを成し遂げなければならない。

5.8.2 監視システムを設置している養老機構には監視システム制御室があり、そして専任(兼任)職員が24時間当直していなければならない。当直者は持ち場をしっかりと守り、運行と当直記録をしっかりと行い、勤務交替制度を実施しなければならない。制御室の入口には目立つ標識を設置しなければならない。

5.9 その他

養老機構は設備と施設の安全使用注意事項を明確にし、そして目立つ位置に公示しなければならない。

6 食品安全についての要件

6.1 養老機構は国の食品安全に関する法律・法規と食品安全基準の要件を遵守しなければならない。

6.2 健全な食品安全管理制度を確立し、有効な管理措置を採り、食品の安全を保証する。

7 消防安全についての要件

7.1 養老機構は国の消防安全関連の法律・法規の要件を遵守し、相応の消防安全管理制度を確立しなければならない。

7.2 『中華人民共和国消防法』の規定により消防安全の定期検査、自主検査と自主是正及び第三者評価制度を確立しなければならない。日常の消防安全管理について安全評価を行い、そして有効な監視を実施しなければならない。

8 医療と介護の安全についての要件

8.1 養老機構内に設けられた医療機関は、国の医療安全関連の法律・法規の要件を遵守し、衛生部門の規定に従い、相応する医療・介護の安全管理制度を確立し、介護と看護、医療などの重点的な安全問題に対し監視を行わなければならない。

8.2 養老機構内に設けられた医療機関は、衛生部門の定期的な監督と検査を受けなければならない。

9 人身の安全についての要件

9.1 養老機構は国の関連する法律・法規の要件を遵守し、相応の人身安全管理制度を確立しなければならない。故意の傷害、失踪、交通安全などの重点安全問題について監視を行う。

9.2 養老機構は介護、日常管理、サービス活動に関わる関係者の人身安全問題について安全評価を行い、そして有効な監視と予防を実施しなければならない。

10 財産の安全についての要件

養老機構は国の関連法律・法規の要件を遵守し、相応の財産安全管理制度を確立しなければならない。窃盗などの重点安全問題に対し有効な監視と予防を行う。

11 情報セキュリティについての要件

11.1 養老機構は各種の情報、記録資料の保管制度を確立しなければならない。
11.2 国の機密保持に関する法律と規則を厳守し、秘密を漏らしてはならない。個人のプライバシーを外部に漏らさない。
11.3 情報には施設内部で作成され採集された文字情報（高齢者の健康記録、管理業務記録などを含む）、写真情報、映像情報などが含まれなければならない。収集した情報は真実性、正確性、全面性、適時性の原則に合致していなければならない。
11.4 専任（兼任）職員が情報管理を担当し、各種情報はスクリーニングされ整理された後、分類保存されなければならない。重要な写真、映像などの情報資料は適切な媒体を採用して保存しなければならない。
11.5 養老機構の管理、サービス業務は有効に関連情報を利用し、業務の参考の依拠としなければならない。

12 突発事件に対する緊急事態管理についての要件

12.1 緊急事態管理部門及びその責任

12.1.1 緊急事態処置責任者は養老機構の安全責任者が担当しなければならない。

12.1.2 養老機構の安全管理部門は緊急事態処置業務の組織と調整を担当し、情報の集計・アップロードと総合調整の職責を負う。

12.2 緊急時対応策

12.2.1 養老機構は自然災害、事故や災害、公衆衛生事件、社会安全事件などの突発的事件に対応する緊急時対応策を制定し、そしてその施設の実情に合わせて特定緊急時処置対応策を制定し、それには火災処理対応策、食中毒処置対応策、伝染病処置対応策、及び施設が制定の必要があると認めるその他の対応策を含むべきである。

12.2.2 緊急時対応策の内容には、少なくとも以下の内容を含まなければならない。

a）指針となる考え方
b）組織・機構
c）職責と役割分担
d）処置の原則

e) 対応策の等級

f) 処置の手順

g) 業務の要件

12.2.3 養老機構内の全従業員は緊急時対応策の内容を理解し、そして緊急時対応策が規定した職位の職責を履行しなければならない。

12.2.4 緊急時対応策は少なくとも半年ごとに1回の訓練を行わなければならない。

12.2.5 各種の緊急時対応策は実際状況の変化に基づき絶えず補充、完備されなければならない。

12.3 運用メカニズム

12.3.1 監視と早期警報

12.3.1.1 統一的な安全緊急事態の監視、早期警報制度を確立し、監視、早期警報のメカニズムを完備し、監視業務に対する管理と監督を強化し、監視の質を保証しなければならない。

12.3.1.2 養老機構の安全管理部門は発生する可能性のある緊急事態について分析を行い、緊急時対応策の手順に従って直ちに対応措置を検討し、緊急事態にしっかりと備えなければならない。

12.3.2 報告

12.3.2.1 養老機構は完備した緊急事態報告制度を確立しなければならない。緊急事態報告の関連規定に基づき上部機関に報告しなければならない。事件の発生後、現場の関係者は直ちに安全管理スタッフあるいは安全責任者に報告し、安全責任者は報告を受けた後、関連規定に基づき直ちに上級主管部門及び地元政府機関に報告しなければならない。非常に重大あるいは重大な緊急事態が発生した後は遅くとも4時間を上回ってはならない。緊急事態処置の過程では、関連状況を引き続き適時に報告しなければならない。

12.3.2.3 重大な緊急事態については報告の隠蔽、報告の遅滞、虚偽の報告あるいは他人に意を授け報告の隠蔽、虚偽の報告をしたり、他人の報告を阻止したりしてはならない。

12.3.3 情報の発表

緊急事態の情報の発表は適時、正確、客観的、全面的でなければならない。

12.3.4 緊急処置

12.3.4.1 養老機構の安全管理部門は直ちに緊急事態の関連情報に対しスクリーニング、整理、評価を行い、安全責任者が『国家公共緊急事態の全体的緊急時対応策』の分類と等級の規定に基づき、レベルにより対応策をスタートさせなければならない。

12.3.4.2 重大ランク以下の緊急事態の緊急処置作業はその施設の安全管理部門が実施を担当する。そのランクの緊急事態処理能力を超える場合は、直ちに上級安全管理部門に報告し、指導と支援の提供を申請しなければならない。

12.3.4.3 緊急事態が有効に処理され、事態が鎮静化した後に、専門家を組織して論証を行い、安全管理部門が緊急事態の処理状況に基づき緊急時対応策を終止する。

12.3.5 評価と改善

緊急事態処理が終了した後、養老機構の安全管理部門は従来の緊急時対応策に対し評価

と完備を行い、修正後の対応策は主管部門に届け出、記録を保管しなければならない。

13 安全教育と研修についての要件

13.1 安全教育と研修の内容には少なくとも以下のものが含まれなければならない。

a) 安全業務関連の法律・法規と規則

b) その部門あるいは職位の安全管理制度と取り扱い規範あるいは規程

c) 設備と施設、ツールと労働保護用品の使用、メンテナンスの知識

d) 安全事故の防止意識、緊急措置と自己救護及び相互救護の知識

e) 緊急時対応策の訓練

f) 法律・法規が定めるその他の内容

13.2 教育と研修の組織と実施は下記の要件に適合しなければならない。

a) 安全責任者は安全管理スタッフの教育と研修を担当し、彼らに養老機構の安全監視、コントロール、管理の理論、専門知識と技能を全面的に把握させ、また実際の作業を指導できなければならない。

b) 安全管理スタッフはその施設従業員の安全教育と研修を組織し、彼らに安全知識と関連する安全技能を把握させ、高齢者に対し重点的安全問題の予防知識と教育を行わなければならない。

c) 多様な形式を採って安全教育と研修を行うことができる。

d) 教育と研修の効果について検査と考査を行わなければならない。

13.3 教育と研修を受けるスタッフには以下の人々を含まなければならない。

a) 安全責任者、安全管理スタッフは、毎年職場内の安全教育と研修を受けなければならない。

b) 新入職員は配属前に配属前安全教育と研修を受け、そして研修記録をしっかりと行わなければならない。

c) 配置転換、職位から離れて6ヵ月以上の者、及び新技術または新設備を使用する者は、いずれも配属前の安全教育と研修を受けなければならない。

13.4 養老機構は定期的に職員に対し職業病防止、労働安全の安全教育を行わなければならず、GB/T 28001-2001の要件に適合しなければならない。

13.5 養老機構は新入職員あるいは配置転換した職員に対し、配属前の労働安全衛生教育を行わなければならず、GB/T 28001-2001の要件に適合しなければならない。

参 考 文 献

[1]特殊設備安全監察条例（2009 修正） 2009 年1 月14 日
[2]国家公共緊急事態の全体的緊急時対応策　2006 年1 月8 日
[3]社会福祉機関管理暫定規則　中華人民共和国民政部　1999 年12 月30 日
[4]AQ 7002-2007 紡績工業企業安全管理規範

http://files2.mca.gov.cn/fss/201306/20130603083429958.pdf